

【論文】

## 人工妊娠中絶をめぐるアメリカ連邦最高裁判決における政府利益 について

井上 一洋

Kazuhiro Inoue

キーワード 人工妊娠中絶、潜在的な生命に対する利益、インタレスト・クリープ

政府利益 (government interest) は、憲法訴訟における中心的な論点となるものであるが、特に人工妊娠中絶をめぐる事件において、アメリカ連邦最高裁は、「潜在的な生命 (potential life) に対する利益」という広範な政府利益を容認してきたため、さまざまな問題が生じているという指摘がある。そこで、本稿では、人工妊娠中絶をめぐるアメリカ連邦最高裁判決における政府利益について検討を行いたい。

### はじめに

Roe 判決において、アメリカ連邦最高裁は、「潜在的な生命に対する利益」について言及し、これを容認した。この Roe 判決やその後の人工妊娠中絶をめぐるアメリカ連邦最高裁判決を通して、この文言の意味について分析すると、それは実質的には、「出生前の福祉 (prenatal welfare)」、「出生後の福祉 (postnatal welfare)」、「社会的価値 (social values)」、「社会的効果 (social effects)」という4つの異なる政府利益を意味するとされる<sup>2</sup>。つまり、人工妊娠中絶をめぐる事件において、アメリカ連邦最

---

<sup>1</sup> Roe v. Wade 410 U.S. 113 (1973). この Roe 判決では、母親の生命を救う目的以外の中絶を禁止していたテキサス州の中絶禁止法 (criminal abortion laws) が問題となった。日本における Roe 判決に関する優れた論文は膨大な数に及ぶが、同判決を検討するにあたり、本稿では主に以下の文献を参考にした。小竹聡「アメリカにおける妊娠中絶判決の形成—中絶法の廃止に向けた運動の展開—」早稲田法学 85 巻 3 号 (2010 年) 407-55 頁、小竹聡「翻訳—Roe v. Wade, 410 U.S. 113 (1973) 判決」政治・経済・法律研究 17 巻 1 号 (2014 年) 113-38 頁、小竹聡「47 妊娠中絶と憲法上のプライバシーの権利 (1)」樋口範雄・柿嶋美子・浅香吉幹・岩田太編『アメリカ法判例百選』(有斐閣、2012 年) 96-97 頁、高橋一修「40 妊娠中絶と憲法上のプライバシーの権利 (1)」藤倉皓一郎・木下毅・高橋一修・樋口範雄 [編]『英米判例百選』(有斐閣、1996 年)82-83 頁、山崎康仕「翻訳 人口妊娠中絶をめぐる規範の形成: Roe v. Wade」国際文化学研究 40 巻 (2013 年) 143-202 頁、黒澤修一郎「Roe 判決とバッククラッシュ・テーゼ (1)」島大法学 61 巻 1・2 号 (2017 年) 1-34 頁、拙稿「ハートビート法をめぐる法的諸問題について」人間福祉研究 19 号 (2021 年) 23-30 頁など。

<sup>2</sup> Dov Fox, *Interest Creep*, 82 GEO. WASH. L. REV. 273 (2014).

井上(一)：人工妊娠中絶をめぐるアメリカ連邦最高裁判決における政府利益について

高裁は、「潜在的な生命に対する利益」という広範な政府利益を容認しているのである。Dov Fox は、これをインタレスト・クリープ (interest creep) と呼ぶ<sup>3</sup>。さらに、Fox は、アメリカ連邦最高裁が、このインタレスト・クリープを行うことにより、訴訟当事者や下級裁判所などに対して、その判決の根拠となっている政府利益について明確な説明を行うという義務を怠ってきたと批判するとともに、このインタレスト・クリープにより、誤った先例解釈が引き起こされているのではないかといった点についても指摘している<sup>4</sup>。そこで、本稿では、このインタレスト・クリープの問題について検討を行いたい。

## I インタレスト・クリープについて

人工妊娠中絶をめぐる事件において、アメリカ連邦最高裁が政府利益について言及する際、「潜在的な生命に対する利益」といった画一的な文言、あるいは「胎児の生命を保護する利益」といった互換的な表現を用いるが、それは理論的に同じ意味を有するのではなく、その意味は事件によって異なる場合があるとされる<sup>5</sup>。たとえば、Roe 判決のコンテキストにおける「潜在的な生命に対する利益」とその他の同様の事件のコンテキストにおける「潜在的な生命に対する利益」とでは、たとえそれが同じ文言であったとしても、その意味が全く異なる場合がある。つまり、アメリカ連邦最高裁は、人工妊娠中絶をめぐるアメリカ連邦最高裁判決において、「潜在的な生命に対する利益」という広範な政府利益を容認しているのである。Fox は、これをインタレスト・クリープと呼ぶ<sup>6</sup>。

ところで、裁判を通じて紛争を解決するにあたり、裁判官は、恣意的に判決を下してはならないのももちろんのこと、裁判官は理にかなった立論に基づき判決を下すことで、その判決理由を明確に当事者に伝えなければならない。つまり、紛争を解決するための司法権の行使は、訴訟当事者が理解することのできるような内容、かつ訴訟当事者の主張に対応するような方法でなされなければならないのである<sup>7</sup>。Lon Fuller は、裁判官が将来直面する可能性のある類似の事件に適用されるべき原則やルールを明確にするという観点から、訴訟当事者に対して明確な説明を行う裁判規範としての判例法の必要性を説いている<sup>8</sup>。さらに、Robert Cover は、裁判所の判決とは、場合によっては自身の自由・財産・子ども・命さえも奪う可能性のあるものであるため、それが恣意的ではなく、違法なものでもないということを敗訴した訴訟当事者に納得させるのに資するという観点から、明確な説明を行う裁判規範としての判例法の

---

<sup>3</sup> *Ibid.* なお、Fox は、国家安全保障や子どもの保護というコンテキストにおいても、このインタレスト・クリープが顕在化すると指摘している。

<sup>4</sup> *Ibid.*

<sup>5</sup> *Ibid.*

<sup>6</sup> *Ibid.*

<sup>7</sup> David Lyons, *Justification and Judicial Responsibility*, 72 CALIF. L. REV. 178, 192-93 (1984).

<sup>8</sup> Lon L. Fuller, *The Forms and Limits of Adjudication*, 92 HARV. L. REV. 353, 388-89 (1978).

意義を説いている<sup>9</sup>。また、Micah Schwartzman は、明確な説明を行う裁判規範としての判例法は、裁判所が当該判決を正当化するのに十分な理由を付与するとともに、訴訟当事者およびその判決によって影響を受ける可能性のある他のすべての人々にその判決理由を評価する機会を与え、さらに、必要であれば、その判決理由に異議を唱えたり上訴したりする契機をも与えると説いている<sup>10</sup>。

したがって、アメリカ連邦最高裁がインタレスト・クリープを行った場合、第一に、敗訴した訴訟当事者から彼らが納得するような裁判所の判決理由を得る機会を奪う、第二に、反対意見を執筆した裁判官や当該判決に反対する者が意義ある議論や批判をするのに十分な具体的な根拠を奪う、第三に、下級裁判所やその他の司法判断に拘束される機関から同様の紛争を解決する方法についての指針を奪う、第四に、当該訴訟で採用された判例理論が違法な目的や問題のある政策を正当化するために悪用されたり、問題のある政策を推進したりするために用いられるといった問題が生じる可能性があるように思われる<sup>11</sup>。

## II インタレスト・クリープが及ぼす影響について

「潜在的な生命に対する利益」は、Roe 判決以降、アメリカ連邦最高裁が潜在的な生命が関与する行為を制限する際に重要かつ正当な利益と宣言した政府利益である。しかしながら、Roe 判決において、Stevens 裁判官が指摘しているように、アメリカ連邦最高裁が「潜在的な人間の生命に対する政府の関心を構成するような利益を、正確に表現することはほとんどない」のである<sup>12</sup>。

そのことは、下級裁判所にも影響を及ぼしている。たとえば、出生した子どもがコカイン検査で陽性だったとして、母親のネグレクトが問題となった事件<sup>13</sup>において、家庭裁判所は、政府が潜在的な生命に対する利益を有していると述べた上で、政府は胎児を親の虐待やネグレクトから保護する義務および権限を有していると判示し、母親の親権を終了させた。また、不妊治療を受けていた3組のカップルが、凍結保存していた自分たちの胚を損壊した不妊治療クリニックに対し、財産権の侵害を理由に訴えを提起した事件<sup>14</sup>において、裁判所は、失われた胚を個人の財産として扱うことは、潜在的な生命の保護が重要な政府利益であるとした先例に反するという理由で原告らの訴えを斥けた。さらに、二分脊椎で生まれた子どもの両親が、病気の診断を誤った医師に対し、人工妊娠中絶するための情報提供を怠ったとして医療過誤訴訟を提起した事件<sup>15</sup>において、裁判所は、胎児の生命を保護することは、重要な政府利益で

<sup>9</sup> Robert M. Cover, *Violence and the Word*, 95 YALE L. J. 1601, 1601 (1986).

<sup>10</sup> Micah Schwartzman, *Judicial Sincerity*, 94 VA. L. REV. 987, 999-1001, 1005, 1010 (2008).

<sup>11</sup> Paul Gewirtz, *Remedies and Resistance*, 92 YALE L. J. 585, 671 (1983).

<sup>12</sup> Planned Parenthood v. Casey, 505 U.S. at 914-15 (Stevens, J., concurring in part and dissenting in part).

<sup>13</sup> Fathima Ashanti K.J., 147 Misc. 2d 551 (N.Y. Fam. Ct. 1990).

<sup>14</sup> Frisina v. Women and Infants Hospital of Rhode Island, 95-4037 (2002), C.A. No. 95-4037 C.A. No. 95-4469 C.A. No. 95-5827 (R.I. Super. May 30, 2002).

<sup>15</sup> Dansby v. Thomas Jefferson U. Hosp., 424 Pa. Super. 549 (Pa. Super. Ct. 1993).

あるとして原告の請求を棄却した。

この3つの事件からもわかるように、それぞれの下級裁判所は、「潜在的な生命に対する利益」という文言を、あたかも説明する必要がないほど明確な特定の政府利益を指す文言であるかのように用いているが、実際には「潜在的な生命に対する利益」という文言を異なるコンテキストの中で異なる意味として用いている。第一の事件における「潜在的な生命に対する利益」とは、胎児が健康に生まれてくることに関する利益を指しているが、第二の事件における「潜在的な生命に対する利益」は、生命に対する尊厳を促進することに関する利益を指している。そして、第三の事件においてのみ「胎児の生命を保護する利益」が、Roe 判決に類似した意味で用いられている。

ところで、アメリカ連邦最高裁が Gonzales 判決<sup>16</sup>においても政府が潜在的な生命に対する利益を追求できると判示したことを受け、プロライフ派の人々は、政府は胚や胎児の生命を損なうような医療研究や人工妊娠中絶を合法的に制限することも可能であると主張している。つまり、「潜在的な生命に対する利益」が、保守的な政策を推進するために用いられ、憲法に抵触する可能性のある立法や政策を正当化したりするために用いられる可能性があるのである。このような問題があるにもかかわらず、「潜在的な生命に対する利益」について、これまで十分に検討されてこなかった。実際、Roe 判決、Casey 判決<sup>17</sup>においては、女性の人工妊娠中絶を選択する権利と胎児の生命を保護するという政府利益とのバランスの問題が中心的な議論となった。また、女性の人工妊娠中絶を選択する権利については、何十年にも渡り、訴訟や学術的な議論が展開されてきたにもかかわらず、「潜在的な生命に対する利益」の不明確性についてはほとんど注意が払われてこなかった。そこで、以下では、この「潜在的な生命に対する利益」

---

<sup>16</sup> Gonzales v. Carhart, 550 U.S. 124 (2007). この Gonzales 判決では、2003 年の一部分娩した胎児の人工妊娠中絶を禁止する連邦法の合憲性が問題となった。この Gonzales 判決を検討するにあたり、本稿では主に以下の文献を参考にした。小竹聡「最近の判例 Gonzales v. Carhart, 550 U.S. 124, 127 S. Ct. 1610 (2007) ——2003 年連邦「一部出生中絶」禁止法の合憲性」アメリカ法 2008 年 1 号 (2008 年) 121-28 頁、大島佳代子「一部誕生した胎児の墮胎を禁止する連邦法の合憲性と墮胎法理にみる先例の役割 ——Gonzales v. Carhart, 127 S.Ct.1610 (2007)の合憲性 [アメリカ合衆国連邦最高裁 2007.4.10] 同志社アメリカ研究 45 号 (2009 年) 83-101 頁、根本猛「判例研究 人工妊娠中絶規制の新判例——Gonzales v. Carhart, 550 U.S. 124(2007)」静岡大学法政研究 13 巻 3・4 号 (2009 年) 210-184 頁、拙稿、前掲注 (1) 24-26 頁。

<sup>17</sup> Planned Parenthood v. Casey 505 U.S. 833 (1992). この Casey 判決では、1988 年および 89 年に修正された 1989 年ペンシルベニア州法の 5 つの条項の合憲性が争われた。この Casey 判決を検討するにあたり、本稿では主に以下の文献を参考にした。山本千晶「『責任』をめぐる Casey 判決とフェミニズム理論」ジェンダー研究 10 号 (2007 年) 47-60 頁、高井裕之「妊娠中絶と憲法上のプライバシーの権利 (2)」樋口範雄・柿嶋美子・浅香吉幹・岩田太編『アメリカ法判例百選』(有斐閣, 2012 年) 98-99 頁、拙稿、前掲注 (1) 23-24。

について検討を深めたい。

### Ⅲ 潜在的な生命に対する政府利益が包摂する4つの政府利益

Gonzales 判決において、アメリカ連邦最高裁が、「潜在的な生命に対する利益」に依拠し、一部分娩した胎児の人工妊娠中絶を禁止する連邦法を容認したことで、「潜在的な生命に対する利益」というものの不確実性が顕在化したとされる。ところで、Roe 判決、Casey 判決、Gonzales 判決において、アメリカ連邦最高裁は、「潜在的な生命に対する利益」について言及したが、それは、実際には「出生前の福祉」、「出生後の福祉」、「社会的価値」、「社会的効果」という4つの異なる次元の利益のいずれか、あるいはそのうちの幾つかを意味するものであると Fox は指摘する<sup>18</sup>。そこで、以下では、この4つの異なる利益について検討を行いたい。

Fox は、Roe 判決において、アメリカ連邦最高裁は、「潜在的な生命に対する利益」を、やむにやまれぬ政府利益として容認したが、それは「出生前の福祉」という利益を指すと指摘する<sup>19</sup>。さらに、Fox は、Casey 判決の共同意見が、人となる可能性のある胎児の生命を保護するという政府利益の重要性は、妊娠の初期から出産まで一定ではなく、女性が臨月に近づくにつれて増大していき、最終的には人工妊娠中絶を選択する女性の権利を制限することができるほどの十分な力を有するようになる」と判示したと述べた上で、この「潜在的な生命に対する利益」の最たるものが、「出生前の福祉」であり、それは胎児が最終的に分娩されるか否かにかかわらず、出生前の生命を消滅させるような行為から生命を保護するという利益であると指摘する<sup>20</sup>。ところで、アメリカ連邦最高裁が、母親の子宮の外で意義ある生を送る能力を胎児が獲得した段階を、「潜在的な生命に対する利益」が、やむにやまれぬ政府利益となる胎児の発達段階として容認していることからわかるように、人間の胚や胎児が、精神的・肉体的な能力を徐々に獲得していくのに応じて、この「出生前の福祉」の利益は徐々に高まっていく<sup>21</sup>。

また、Fox は、「出生前の福祉」が、自然人としての利益を有さない胚や胎児を保護するという利益であるのに対し、「出生後の福祉」は、子どもをその出生前に行われたある種の行為から保護するというパターナリズム的な利益であると指摘するとともに、「潜在的な生命に対する利益」は、この「出生後の福祉」という利益を意味する場合もあると説く<sup>22</sup>。さらに、Fox は、この「出生後の福祉」という利益には、受胎後に行われる行為に関するものと受胎前に行われる行為に関するものとの二つがあると指摘する。前者の例として、Fox は、タバコやアルコールの販売業者が妊娠中の女性に対して、喫煙や飲酒が母体内の子どもに与える健康上のリスクを警告することを政府が義務付けるといったことをあげ、後者の例と

---

<sup>18</sup> Dov Fox, *supra* note 2, at 273.

<sup>19</sup> *Id.* at 298.

<sup>20</sup> *Planned Parenthood v. Casey*, 505 U.S. at 869, *Roe v. Wade*, 410 U.S. at 150, *Id.* at 295-96.

<sup>21</sup> Dov Fox, *supra* note 2, at 298.

<sup>22</sup> *Id.* at 299, 273.

して、特定の神経疾患を有する子どもが生まれてくるリスクを減らすために、食品メーカーが穀物製品に葉酸を添加することを政府が義務付けるといったことをあげる<sup>23</sup>。

さらに、Fox は、「潜在的な生命に対する利益」が「社会的価値」という利益を意味する場合があると指摘する<sup>24</sup>。この「社会的価値」という利益は、たとえば、政府が立法権を行使して、道徳を立法化する際に主張する利益である<sup>25</sup>。Gonzales 判決で裁判官たちを二分した根本的な論争は、一部分娩した胎児の人工妊娠中絶の禁止によって促進される「潜在的な生命に対する利益」を、「出生前の福祉」の利益として理解すべきか、それとも「社会的価値」の利益として理解すべきか、ということであった<sup>26</sup>。同判決で法廷意見を執筆した Kennedy 裁判官は、当該連邦法が子どもになる可能性のある胎児の生命を保護するという政府利益を促進するか否かという「出生前の福祉」の利益に関する理論で構成した<sup>27</sup>。しかし、反対意見を執筆した Ginsburg 裁判官は、「当該連邦法が一人の胎児も人工妊娠中絶から救うことができない」と指摘し、それゆえ、右連邦法は、胎児の生命を保護するという政府利益とは無縁であり、当該連邦法による「無傷の D&E」(intact D&E)<sup>28</sup>の禁止は、胎児の生命を保護するという政府利益を、ほとんど促進していないと述べた<sup>29</sup>。そこで、Kennedy 裁判官は、政府が当該連邦法を正当化する理由を、「出生前の福祉」という利益のみに限定せず、「潜在的な生命に対する利益」という広範な概念の中に「社会的価値」という利益を加え、「新生児の殺害」に似た行為を禁止する当該連邦法の目的は、残忍で非人道的な処置から罪のない人命を守ることおよび医療界の倫理観を守ることであると述べ、政府が医師の誠実さと倫理観を守る利益を有していると判示した<sup>30</sup>。このような道徳的な懸念は、Ginsburg 裁判官が否定した「出生前の福祉」とは異なる、人工妊娠中絶を制限するための根拠を提示している。

加えて、Fox は、「潜在的な生命に対する利益」が、生殖に関する何らかの行為に対する制限がもたらす結果としての「社会的効果」という利益を意味する場合があると指摘する<sup>31</sup>。たとえば、Gonzales 判決において、Kennedy 裁判官は、「潜在的な生命に対する利益」を根拠に一部分娩した胎児の人工妊娠中絶を連邦政府が禁止することを容認したが、それは、「無傷の D&E」がもたらす社会的な悪影響を予防するという利益を促進するためでもある<sup>32</sup>。つまり、Kennedy 裁判官は、「無傷の D&E」を禁止しなければ、人々

<sup>23</sup> *Id.* at 300-3.

<sup>24</sup> *Id.* at 273.

<sup>25</sup> *Ibid.*

<sup>26</sup> *Id.* at 307.

<sup>27</sup> *Ibid.*

<sup>28</sup> D&E と称される手術類型のうちの一つ。「無傷の D&E」という表現については、大島佳代子、前掲注(16) 85頁を参照した。

<sup>29</sup> *Gonzales v. Carhart*, 550 U.S. at 181-82 (Ginsburg, J., dissenting).

<sup>30</sup> *Gonzales v. Carhart*, 550 U.S. at 141, 157-58, *Dov Fox*, *supra* note 2, at 307.

<sup>31</sup> *Dov Fox*, *supra* note 2, at 273.

<sup>32</sup> *Gonzales v. Carhart*, 550 U.S. at 157-58, *Id.* at 314-15.

井上(一)：人工妊娠中絶をめぐるアメリカ連邦最高裁判決における政府利益について

が胎児の取扱いに鈍感になってしまう危険性があると考えたのである<sup>33</sup>。ところで、この「社会的効果」という利益は、「出生前の福祉」、あるいは「社会的価値」といった利益とは異なり、何らかの社会的な効果に関する政府利益である<sup>34</sup>。そのため、このような政府利益の存在を立証するためには、たとえば、「無傷のD&E」の禁止が胎児を救ったり、あるいは胎児を尊重したりすること以上の証拠が必要となろう。しかし、Gonzales 判決において、政府側は、「社会的効果」という利益を「潜在的な生命に対する利益」に覆い隠し、「無傷のD&E」に対する制限が社会における胎児に対する残虐な行為をどの程度抑止するのか否かについて立証しなかった<sup>35</sup>。また、Kennedy 裁判官もこの点について追及しなかった。

#### IV インタレスト・クリープと人工妊娠中絶禁止法

プロライフ派の人々は、Gonzales 判決に依拠し、医師が人工妊娠中絶を行うことを阻止するハートビート法が、「潜在的な生命に対する利益」を直接的に促進するものであると主張し、それを正当化しようとしている<sup>36</sup>。

Gonzales 判決において、Kennedy 裁判官は、「潜在的な生命に対する利益」について言及することで、当該連邦法を容認したが、同裁判官は、先に述べたように、実際は「出生前の福祉」の利益、「社会的価値」の利益、「社会的効果」の利益という3つの利益の観点から右連邦法を容認している。しかし、ハートビート法を正当化しようとするプロライフ派の人々の試みは、これら3つの利益に依拠するものではないように思われる。つまり、プロライフ派の人々が、Gonzales 判決を誤って解釈している可能性があり、その背景の一つにインタレスト・クリープによる判例理論の不明確化というものがあるように思われるのである。

ところで、先の述べたように、「潜在的な生命に対する利益」は、妊娠期間を通じて徐々に増加する不特定なものであるため、それは胎児が母体外で生存可能となる前の段階における人工妊娠中絶の禁止を正当化できるほど強力なものではない。実際、アメリカ連邦最高裁は、Casey 判決において、「胎児が母体外で生存可能となる前の段階における政府利益は、人工妊娠中絶を選択する女性の権利に対する実質的な障害を課すことを正当化するほど強力ではない」と述べている<sup>37</sup>。そこで、プロライフ派の人々が支持するハートビート法の一つであるアーカンソー州のハートビート法<sup>38</sup>について検討すると、当該立法は、胎児の心拍が検出され、妊娠12週に達した時点での人工妊娠中絶を制限していたが、これは胎児が母体外で生存可能な状態になる前の人工妊娠中絶に向けられたものであり、Casey 判決に明らかに違反するも

---

<sup>33</sup> Dov Fox, *supra* note 2, at 314-15.

<sup>34</sup> *Id.* at 315-16.

<sup>35</sup> *Ibid.*

<sup>36</sup> *Ibid.*

<sup>37</sup> *Planned Parenthood v. Casey*, 505 U.S. at 846.

<sup>38</sup> Arkansas Human Heartbeat Protection Act.

のであるといえよう<sup>39</sup>。

他方で、ネブラスカ州は、Roe 判決、Casey 判決、Gonzales 判決において、アメリカ連邦最高裁が容認した、「潜在的な生命に対する利益」に依拠し、妊娠 20 週以降の人工妊娠中絶を禁止する州法を成立させた<sup>40</sup>。その際、同法を支持するネブラスカ州の保守派の議員たちは、胎児には痛みを感じる能力があると主張した。また、連邦議会下院においても、妊娠 20 週以降の人工妊娠中絶を禁止する Pain-Capable Unborn Child Protection Act<sup>41</sup>といった法案が可決されたが、その際、当該連邦法を支持する保守派の下院議員たちは、ネブラスカ州の保守派の議員たちと同様の主張をした<sup>42</sup>。つまり、保守派の議員たちは、実際は胎児の痛みを防ぐという利益に基づくものであるが、名目上、「潜在的な生命に対する利益」に依拠し、当該立法を成立あるいは可決させたのである。

このようにインタレスト・クリープが保守的な政策を推進するために利用されたり、Roe 判決や Casey 判決に抵触するような立法や政策を正当化したりするために用いられている。

## おわりに

本稿で検討したように、人工妊娠中絶をめぐるアメリカ連邦最高裁判決におけるインタレスト・クリープがさまざまな混乱を招いている。その混乱の最たるものが、Gonzales 判決以降、アメリカの各州で成立したハートビート法であろう。他方で、多元的なアメリカ社会においては、このインタレスト・クリープは必要悪であるという考え方もあろう。たとえば、人工妊娠中絶の是非をめぐるプロライフ派とプロチョイス派の対立といった激しいイデオロギーの対立に対して、アメリカ連邦最高裁が政府の関心を構成するような利益を正確に表現した上で判決を下した場合、それは結果として、個人の宗教的、あるいは道徳的・文化的なアイデンティティを裁判所が否定するということにもつながりかねない。つまり、このような判決によって、人々の自由な道徳的主体性が損なわれ、市民間の対立やバックラッシュが引き起こされる危険性があり、そのような危険性を回避するとともに、多元的なアメリカ社会の分断を避けるための手段の一つがインタレスト・クリープであるように思われるのである。このように、インタレスト・クリープは、市民間に意見の相違がある極めてセンシティブな問題について、個々人の自律性を尊重すると同時に安定的な民主主義を維持する一つの方法であると評価することもできよう。さらに、インタレスト・クリープは、極めてセンシティブな問題に対する意見の対立から注意を逸らし、国民間の対立の先鋭化を回避するとともに、さまざまな宗教的、あるいは道徳的・文化的アイデンティティを有する人々が、アメリカ連邦最高裁の判決を受け入れることを比較的容易にさせる一助となったり、さらには、意見の異なる裁判官間の連携の構築に寄与したりする可能性もあるのではないであろう

<sup>39</sup> 拙稿、前掲注(1) 29 頁参照。

<sup>40</sup> Neb. Rev. Stat. § 28-3, 104(5) (West 2013).

<sup>41</sup> その例として、H.R.1797, 113th Cong. (2013)などがあげられる。

<sup>42</sup> Dov Fox, *supra* note 2, at 314-15.

井上(一)：人工妊娠中絶をめぐるアメリカ連邦最高裁判決における政府利益について

か。